

高知県制度 伴走支援型特別保証融資

コロナ禍の長期化で影響を受けている事業者さまの資金繰り支援と経営改善に向けた取り組みを後押しします。ぜひご活用ください！

主な概要

貸付限度額
6,000万円

信用保証料率
0%
または
0.05～0.25%

貸付利率
1.97%以内
または
2.17%以内

償還期間

10年(据置5年)以内
一括償還：1年以内

対象者

セーフティネット保証4号、5号の認定を取得、または売上減少要件を満たし、経営行動計画を策定した中小事業者

Point 1 保証料**ゼロ**または低い保証料で資金調達が可能です。

Point 2 既存借入を本制度で借り換えすることにより、返済負担や保証料負担の軽減が可能です。

Point 3 経営者保証の免除対応を適用し、法人代表者の連帯保証を不要とする取り扱いが可能です。

Point 4 借入後も金融機関の伴走支援により、経営改善の取り組みを後押しします。当協会による経営支援メニューもご利用いただけます。

詳細は裏面へ



高知県信用保証協会

【本 所】 高知市上町3丁目13番14号
保証部 保証一課 TEL088-821-2603・保証二課 TEL088-821-2613
【幡多支所】 四万十市中村一条通3丁目1番21号 TEL0880-34-3164



協会HPより、
メールでの
お問い合わせも
受付中です！

高知県制度 伴走支援型特別保証融資制度の概要

制度概要

取扱期間 ～令和5年3月末まで

貸付対象者	<p>高知県内で指定事業を営み、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。</p> <p>(1)中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号【SN4号】の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること。</p> <p>(2)保険法第2条第5項第5号【SN5号】の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること。</p> <p>①売上高等減少率が15%以上であること</p> <p>②売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>(3)次のいずれかに該当すること。【一般保証】</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>※SN：セーフティネット保証（経営安定関連保証）の略</p>
資金使途	事業資金
貸付限度額	6,000万円
保証期間 (据置期間)	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内（据置5年以内）
融資利率	【SN4号】 : 1.97%以内（変動） 【SN5号・一般保証】 : 2.17%以内（変動）
信用保証料率	【SN4号・SN5号】 : 0.00% (国及び県の補助により事業者の保証料負担はありません。) 【一般保証】 : 0.05～0.25% ※条件変更に伴う追加保証料は補助対象外です。
添付書類	所定の申込書類の他、以下の書面の添付が必要です。 (1)市町村長の認定書（SN4号、SN5号要件を利用する場合） (2)経営行動計画書 ※記入例は当協会HPをご覧ください。 (3)納税証明書 (4)売上高減少要件確認書（減少率15%未満のSN5号または一般保証を利用する場合） (5)経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）

お申込み先 取扱金融機関（銀行、信用金庫、信用組合の県内本支店や一部の農協）

信用保証協会の保証審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。



高知県信用保証協会

【本所】 高知市上町3丁目13番14号
保証部 保証一課 TEL088-821-2603・保証二課 TEL088-821-2613
【幡多支所】 四万十市中村一条通3丁目1番21号 TEL0880-34-3164